**平成２６年（フ）第２８２号**
千葉県松戸市五香西２丁目32番地
債務者　久保田泉美
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋上　正樹
4　破産債権の届出期間　平成26年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月29日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第２０号**
静岡県御前崎市下朝比奈95番地の２
債務者　河原崎孝夫
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　直也
4　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２６年（フ）第８３号**
千葉県東金市東上宿３番地11
債務者　中村　忠雄
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　孝伸
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２６年（フ）第４２９号**
東京都多摩市貝取1474番地の１アルス永山305
債務者　三原　種洋
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北原由美子
4　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第１９３号**
岐阜県各務原市蘇原申子町２丁目136番地１
債務者　森川　堅次
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　友人
4　破産債権の届出期間　平成26年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月16日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第１８６号**
新潟市西区須賀３番21号
債務者　牟禮のり子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１６３号**
宮崎市大字恒久1182番地１、事業所の住所宮崎市大字恒久1383番地１
債務者　おおふじクリニックこと　大藤　哲郎
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　破産債権の届出期間　平成26年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第８４号**
香川県小豆郡小豆島町福田甲292番地３
債務者　宮下　和子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　　昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第１２７号**
香川県高松市香川町浅野2193番地63
債務者　野口　　実
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第８２２号**
仙台市泉区松陵４丁目24番地の８
債務者　遠藤　克弘
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第２３８号**
神戸市灘区鶴甲４丁目７番21―204号、住民票上の住所神戸市灘区鶴甲４丁目７番21―104号
債務者　奥井　清隆
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　由尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第４０号**
福島県郡山市富久山町久保田字大原74番地の27
債務者　鶴巻　秀一
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　涼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２６年（フ）第４５号**
福島県郡山市大槻町字熊野木５番地の３
債務者　三坂　隆文
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　崇史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２６年（フ）第３３号**
福島県いわき市錦町安良町１番地の１　ラフォーレ北宿205
債務者　緑川　恵二
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸川　　瑛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２６年（フ）第９２１号**
横浜市鶴見区向井町１丁目64番地４　穴田アパート２号
債務者　鈴木憲治郎（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　宏昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部